

報告第12号

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年9月2日提出

淡路市長 門 康 彦

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

1 淡路市一般会計及び特別会計

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.69)	— (17.69)	13.6 (25.0)	55.6 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」を記載している。
- 2 () 欄の数値は、早期健全化基準を記載している。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
産地直売所事業特別会計	—
温泉事業特別会計	—
津名港ターミナル事業特別会計	—
住宅用地造成事業等特別会計	—
下水道事業会計	—

備考 資金不足比率は、資金不足額がないため「—」を記載している。

令和6年度 実質公債費比率の状況（令和5年度決算）

単年度	R1	R2	R3	R4	R5
	14.9%	15.0%	12.5%	13.7%	14.4%

3カ年平均		R3	R4	R5
		14.2% (R1～R3)	13.8% (R2～R4)	13.6% (R3～R5)
普通会計分		6.2%	6.3%	6.7%
公営企業債の償還に対する繰出分		1.4%	1.3%	1.1%
一部事務組合の公債費類似経費		6.5%	6.1%	5.7%
債務負担行為のうち公債費に準ずる経費		0.0%	0.0%	0.0%
一時借入金		0.1%	0.1%	0.1%

(参考)	震災除き（3カ年平均）	11.2%	11.7%	11.9%
------	-------------	-------	-------	-------

令和6年度 将来負担比率の状況（令和5年度決算）

		R3	R4	R5
全 体		101.2%	74.5%	55.6%
	普通会計のみ	54.6%	31.8%	16.8%
	地方債の現在高	-32.1%	-52.4%	-63.2%
	債務負担行為に基づく支出予定額	0.0%	0.0%	0.0%
	組合等負担等見込額	54.8%	52.4%	49.3%
	退職手当負担見込額	31.9%	31.8%	30.7%
	うち退職手当組合積立不足額	9.7%	8.1%	6.3%
	公営企業のみ	46.6%	42.7%	38.8%

(参考)	震災除き	82.3%	57.8%	31.1%
------	------	-------	-------	-------

(参考)	洲本市	46.3%	45.1%	41.3%
(参考)	南あわじ市	67.3%	68.6%	48.6%

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
282260	兵庫県	淡路市	-	-	13.6	55.6
団体区分	3.市					

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	12.69	17.69	25.0	350.0
16,324,428	83,337	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	254,912	1.6
小 計		254,912	1.6
標準財政規模		16,324,428	100.0
実質赤字比率（%）		-1.56	※

会 計 名		実質収支額	
公 営 企 業	国民健康保険特別会計(事業勘定)	6,125	0.0
	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	0	
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	169,869	1.0
	介護保険特別会計(サービス事業勘定)	0	
	後期高齢者医療特別会計	36,500	0.2

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	下水道事業会計	285,244	1.7
法 非 適 用 企 業	産地直売所事業特別会計	1,931	0.0
	温泉事業特別会計	80	0.0
	津名港ターミナル事業特別会計	0	
宅 地 造 成 事 業	住宅用地造成事業等特別会計	1,121	0.0
合 計		755,782	4.6
標準財政規模(再掲)		16,324,428	100.0
連結実質赤字比率（%）		-4.62	※

(単位:千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(③②A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(③①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(③①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(③②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額(③③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)
令和3年度	4,185,052			1,091,142	828,003		829	430,149	868,303	2,807,661	301,535
令和4年度	4,082,169			1,056,059	774,002		223	324,905	798,519	2,707,616	284,963
令和5年度	3,841,313			1,033,874	743,493		605	290,708	736,243	2,466,330	267,703

	⑫	⑬	⑭	⑮		
	標準税収収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額	地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)	実質公債費比率(単年度)	実質公債費比率(3カ年平均)
令和3年度	6,575,212	10,182,817	706,867		令和3年度	12.58492
令和4年度	6,969,243	9,675,429	186,320		令和4年度	13.77657
令和5年度	6,995,987	9,245,104	83,337		令和5年度	14.45682
						13.6

(参考)

	⑥の内訳									
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職住住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)	
令和3年度										
令和4年度										
令和5年度										

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第二セクター等(損失補償、信託、貸付)	連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
35,290,581	0	14,371,187	6,577,090	3,952,458	0	0	0	0	0	0	0
(分母比)	275	112	51	31							

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	うち都市計画税	基準財政需要額算入見込額
15,932,285	1,005,162	0	36,095,720
(分母比)	124	8	281

将来負担額 A	468	—	充当可能財源等 B	413	A — B	56	将来負担比率(%)
60,191,316			53,033,167		7,158,149		
=							
標準財政規模 C	127	—	算入公債費等の額 D	27	C — D	100	
16,324,428			3,470,276		12,854,152		55.6

早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準等

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を平成19年6月に制定。
- 財政指標の公表に関する規定は平成20年4月1日から施行されており、平成19年度決算から適用。
- 計画策定の義務付け等の規定は平成21年4月1日から施行し、平成20年度決算から適用。

財政の早期健全化

財政健全化計画の策定、
外部監査の要求 等

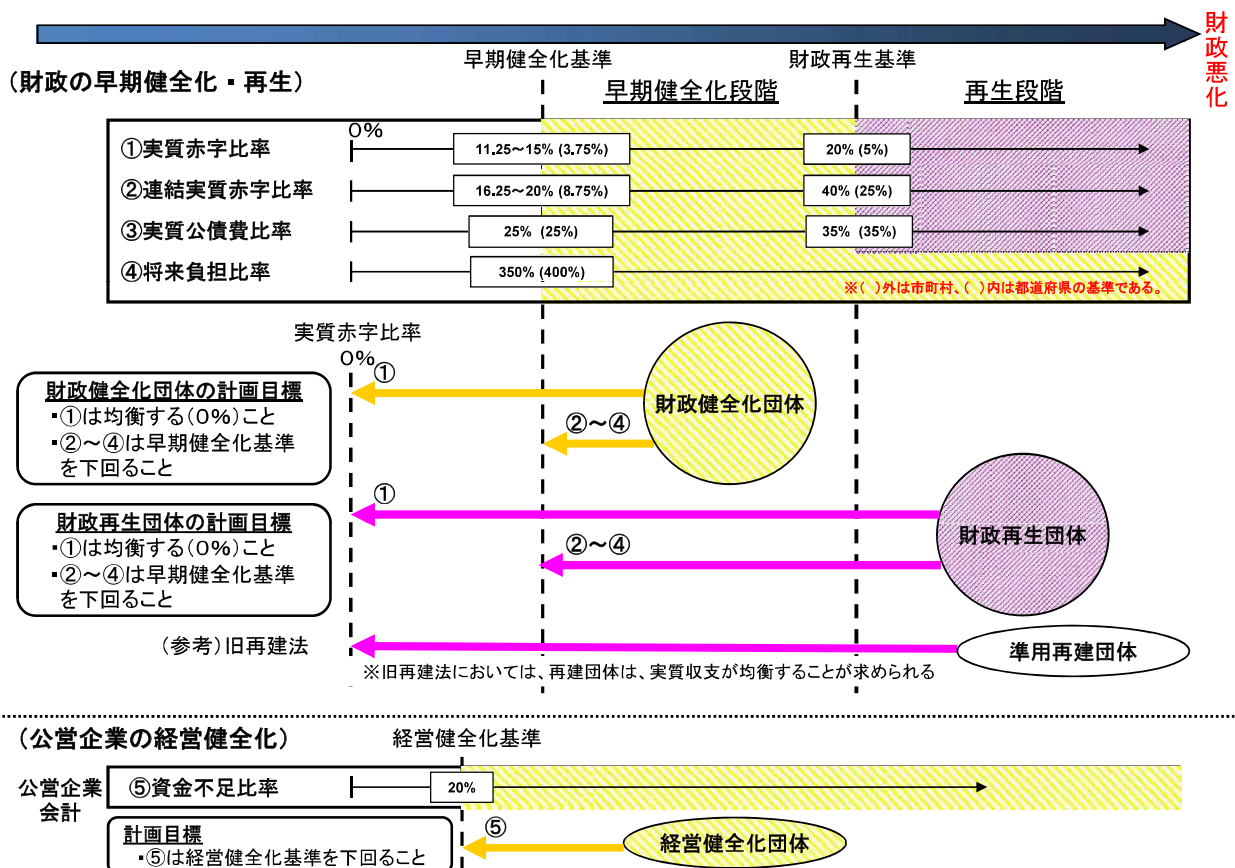
財政の再生

財政再生計画の策定、計画につ
いて国の同意手続、地方債の制
限、再生振替特例債 等

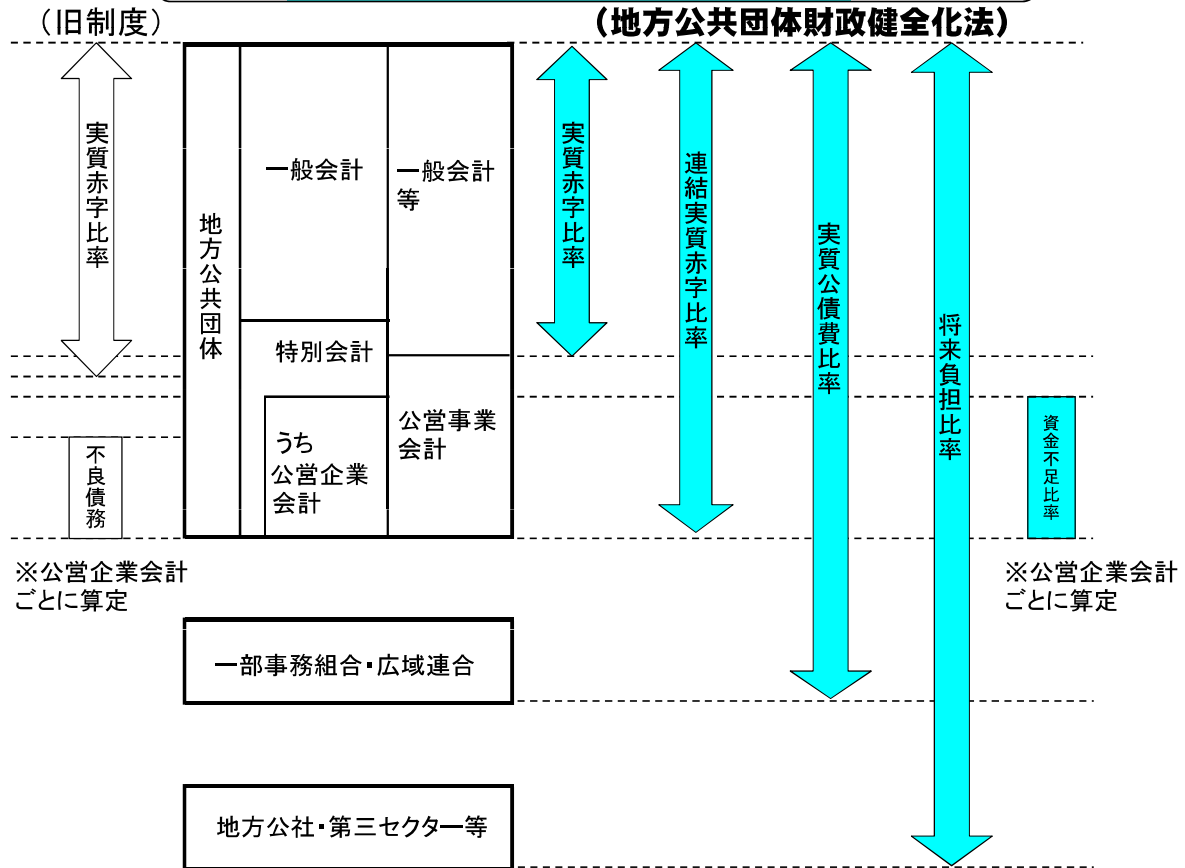
	(参考) 地方債協議・ 許可制移行基準	早期健全化基準	財政再生基準
○ 実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の比率	都道府県: 2.5% 市町村: 財政規模に応じ 2.5~10%	都道府県: 3.75% 市町村: 財政規模に応じ11.25~15%	都道府県: 5% 市町村: 20%
○ 連結実質赤字比率 ・全ての会計の実質赤字の比率	—	都道府県: 8.75% 市町村: 財政規模に応じ16.25~20%	都道府県: 15% (※) 市町村: 30% (※)
○ 実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の 比重を示す比率	18%	都道府県・市町村: 25%	都道府県・市町村: 35%
○ 将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来 負担すべき実質的な負債を捉えた比率	—	都道府県・政令市: 400% 市町村: 350%	—
○ 公営企業における資金不足比率 ・公営企業ごとの資金不足の比率	10%	(経営健全化基準) 20%	—

(※) 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準(市町村は40%→40%→35%)を設ける。

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



健全化判断比率等の対象について



健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該を超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 資金の不足額：資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
 資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- 事業の規模：事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
 事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。